

前橋制服ばんくサポーター 会則

第1条（名称）

本会は、「前橋制服ばんくサポーター」（以下本会という）と称する。

第2条（目的）

本会は、「前橋制服ばんくネットワーク」に取り組む個人、団体(PTA 含む)、学校法人、市区町村、企業が、「学生服による家計負担軽減」の実現を図り豊かなコミュニティづくりを実現するために広域的な交流活動を行うためのネットワークをつくり、相互に連携、支援することを目的した「まちぐるみの共同プロジェクト」の展開のクリーニングチケット購入に参加する。

第3条（参加の定義と機能）

本会は、「前橋制服ばんくネットワーク」の学生服の譲渡による家計負担軽減のコミュニティづくりのクリーニングに携わることで、社会貢献活動参加と下記に掲げる特典を得る。

1. 1口1,000円のクリーニングチケット購入（活動参加）
2. 決済履歴(領収額)1,000円につき1,500円のクリーニング割引（活動特典）
3. 学生服リユース優先予約（負担軽減）
4. 運営（循環）させるための資源の回収協力（減量化）

第4条（事業）

本会は、第2条の目的を達成するために下記の事業の持続可能な支援となる。

1. 前橋市の「制服ばんくネットワーク」のクリーニング
2. 「制服ばんくネットワーク」のブランディング
3. 「制服ばんくネットワーク」の推進と交流連携
4. 「制服ばんくネットワーク」の発展のための調査研究
5. その他、本会の地域外への訴求

第5条（参加の条件）

本会の第2条に賛同し、第3条・第4条を自ら実現したいと要望し「制服ばんくネットワーク」の持続可能を希望する個人であればだれでも参加できる。

第6条（返金）

本会に参加し、決済をした金額は、いかなる場合も返金要求はできない。
また、クリーニングチケット利用時の差額返金もできない。

第7条（クリーニングチケット利用）

本会のクリーニングチケットは、洗濯工房ココア店舗へ制服ばんくサポーターご自身が持参し、洗濯工房ココアが定める条件で利用できる。

第8条（責務）

「制服ばんくサポーター」は、「前橋制服ばんくネットワーク」が展開するものであり、その目的を達成し信用を維持するために、会則および別に要綱で定めるルールを厳守しなければならない。

第9条（事務局）

1. 本会の実務を遂行するため事務局を設ける。
2. 事務局に事務局長及び庶務会計担当を置く。事務局長及び庶務会計担当は運営会議の承認を得て運営責任者が委嘱する。
3. 事務局は、群馬県前橋市文京町3丁目33-13 有限会社ココアが運営する「洗濯工房ココア」内に置く。

第10条（会計年度）

会計年度は1月1日から12月31日までとする。

第11条（委任）

この会則の定めその他、会の運営に必要な事項は、事務局または運営会議で決定する。

第12条（解散）

本会は、運営決議により解散することができる。解散に際しての残余財産は、事務局または運営会議の決議により決定する。

第13条（附則）

この会則は、事務局または運営会議の承認を得た日から施行する。

作成 2025年2月1日